

第1回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成15年11月20日（木）午後1時30分から午後3時まで

2 開催場所

金沢家庭裁判所大会議室

3 出席者

伊豆亮衛委員，稲葉和子委員，河島進委員，黒崎浩委員，小堀幸穂委員，島田昭三郎委員，棚橋健二委員，中永勇委員，中島史雄委員，仲宗根一郎委員，西村依子委員，村上憲一委員，山岸勇委員（50音順）

（事務担当者）

齋藤事務局長，吉川首席家庭裁判所調査官，尾山首席書記官，長谷川総務課長，吉田総務課課長補佐

4 議事（●委員長，○委員）

① 所長あいさつ

② 委員紹介

③ 事務担当者紹介

④ 金沢家庭裁判所委員会の運営等に関する協議事項について

ア 委員長の選任

○ 「国民の意見を反映させるため」という規則の趣旨からいって，裁判所の業務内容に精通している裁判所長が委員長でよいと思う。

○ 同じく裁判所長が委員長でよいと思う。（2人）

○ どなたかを強く委員長にということではないが，「国民の意見を反映させるため」という規則の趣旨からいって，諮問を受ける側の裁判所長が委員長になると，どうしても立場上，形としては，やりにくいのではないか。また，業務内容に精通している裁判所長が委員長になれば便宜ではあるが，より開かれたものにするために，この際，裁判所長以外の人を委員長にしたらどうか。

○ 委員会が定着するまで，当面，裁判所長に委員長をお願いしたらよい。
以上の議論の後，仲宗根委員を委員長に選任した。

イ 委員長代理の指名

棚橋委員が委員長代理に指名された。

ウ 部会の設置について

- 当庁の規模や当委員会の委員数を考慮すると部会を設置する必要はないと考える。

○ 異議なし

エ 委員会の招集等について

- 委員長が招集すること及び委員長が会議の議長となり議事を整理することとしたい。

○ 異議なし

- 委員会は、原則として年2回開催することについてはどうか。

○ 回数について、広く国民の意見を反映させる委員会の使命からすれば、年2回はちょっと少ない、年3、4回あった方がよい。

○ 前回（旧委員会）年1回であったことからみれば、原則年2回でもよいと思う。また、そのほかの委員が委員長に委員会の招集を求められることにすればよいので、原則年2回としておいてもよいと思う。

○ 年2回以上とすればよいのではないか。

○ 年2回以上で良い。

○ 原則年2回としておき、さらに委員が委員長に委員会の招集を申し出る文言を入れておけばよい。

○ 原則年2回以上として、以上を入れた方がよい。

○ 原則年2回としておき、それ以外に必要な応じて開催すればよい。

- ①年2回以上と、②年2回以上としておき、ただし、委員も委員長に委員会を開催することを求めることができるとする、のどちらかではどうか。

○ 原則年2回として、そのほか必要な応じて、委員が委員長に委員会の招集を求めることでよい。

- 「年2回以上として、そのほか必要な応じて、委員が委員長に委員会の招集を求めることができる。」とすることでどうでしょうか。

○ 異議なし

オ テーマの選定について

- 委員会において、それぞれ次回の委員会における意見交換テーマ等を協

議して決定するやり方でよいか。

- そうすると、次回の委員会までの間にテーマとしたいということが考えられた場合、次回の委員会では、そのことをテーマにできないことにならないか。
- テーマは、委員会で委員の皆様で決めるという考え方をとりたいということである。
- 途中でテーマとしたいとき、委員も提出していくべきである。
- メインテーマだけを決めておき、柔軟に意見交換できるようにしておけばよい。
- 途中でテーマとしたいとき、事務局に委員が申し出ることができることにしておけばよい。
- 委員会において、それぞれ次回の委員会における意見交換のメインテーマ等を協議して決定することとし、次回の委員会までにテーマとしたい事項があった場合には、事務局に委員が申し出、招集通知にその旨記載し、その次回委員会で、当日テーマとすることに異議がない場合、その日のテーマとすることとする。
- 異議なし

カ 議事の方法について

- 委員会に出された様々な御意見を参考として、裁判所の運営に活かしていこうということであるので、定足数を決める必要があるか、また、内容によっては、議決が必要でない事項もあろうかと思っているが、会の開催要件となるから、御意見を伺いたい。
- 出席者が過半数を切ると問題であるが、普通はそんなことはないわけで、定足数を定めるまでもないだろうし、議決についても、大概は出席者の過半数となるだろうから、特に定める必要はないのではないか。
- 定足数は、議決要件との兼合いがある問題で、何かを決める必要がある場合は、定足数や議決要件は必要であろうが、それ以外は必要ないだろうから、議決を要する場合にはその都度要件を定めることにしてはどうか。
- 議決要件の前提として、この委員会ではどこまで決められるのか。金沢でできるものと、そうでないものがあり、決められる範囲があるのではな

いか。会議体として、議決要件がないことはおかしい。

- 金沢でできることに関して御意見を出してもらい、委員の皆様と意見を交換してもらって、それを裁判所の運営に活かしていこうということであるので、その範囲内になろうかと思う。

この委員会は、色々な意見を一つにまとめるのではなく、色々な意見を出して裁判所の運営に反映させていこうとするものであるから、特に定足数を決めず議決するときはその都度要件を決めるということにする。

- 異議なし

キ 委員以外の出席者について

- 委員長が相当と認めたとき、参考にできるような人を参加させ、発言させることでよいか。これは、裁判官等が委員会の意見交換の参考としていただくために説明を行うことを考えている。

- 異議なし

- 何かを議決するときには半数以上の出席で、出席者の過半数で議決することにする。

ク 議事の一般公開について

- 議論の場を逐一公開しては、委員の方に率直で自由な議論ができなくなるので、一般公開は消極である。

- 自由な討議を行うため、一般公開には消極である。

- 議論の場を、一般公開されて差し支える場合があるのか。

- 自分の真意と違う受け取り方をされると困る。言葉尻をとらえて批判するということが心配されるので、できれば内々で議論をしたい。

- 審議会ならば一般公開すべきであろうが、この委員会では意見交換を行うわけで、議論の内容をどのように広報していくかという問題はあるにしても、一般公開にはなじまないものである。

- 実質的な議論をして内容を高めていくことが必要であり、一般公開した場合、事務局が十分な準備をしてスムーズに進行させようとするため、委員会自体が予定稿通りに終わることになってしまう。

- 一般公開はしないこととする。

- 異議なし

ケ 議事の報道機関への公開について

- 情報公開という観点から、委員会終了後に議事の内容について委員長が記者会見を行ったり、委員会の冒頭の委員長のあいさつまでは、ビデオやカメラによる取材を許可することでよい。
- 委員長が記者会見を行って議事の内容を明らかにするという方法でよい。
- 国民に向けて情報発信することが重要で、いわゆる頭どりは積極的にやるべきである。
- 県の各種委員会では、原則として報道機関にはすべて公開であり、プライバシーにかかわるとか、きちんとした理由のあるときだけ委員長が委員に諮って非公開としている。
- すべて公開された場合、長時間の内容がすべて報道されるなら構わないが、必ず編集され、内容が正確に伝わらないおそれがある。
- 自分自身の経験からしても、編集されるとポイントがずれてしまうことがある。
- 報道機関に対する公開もしないことにする。ただし、情報発信として委員会の冒頭の委員長のあいさつまでは、ビデオやカメラによる取材を許可することにし、また委員会終了後に議事の内容について委員長が記者会見を行い、説明することにする。
- 異議なし

コ 広報活動について

- 原則的に委員に対する事前配布資料等を報道機関にも情報提供すること
でよいか。
- 異議なし

サ 議事概要等の公開について

- 議事概要、配付資料を裁判所ホームページに掲載して一般公開する。ただし、掲載する前に各委員の了解を得る。
- 異議なし
- 議事概要をホームページで公開する際、発言者名の記載をせず、意見内容の記載にとどめることとしたい。
- 異議なし

- ホームページを作るなら，その中で一般の人から委員会でとりあげるテーマを募集してはどうか。提案のあったテーマをすべてとりあげるのが困難なら，事務局において整理した上で，可能な範囲のものを取りあげるこ
ととしてはどうか。
- テーマを一般から募集した場合，その検討結果等をフィードバックしな
ければならず，その作業は大変である。
- テーマの一般募集はしないこととする。
- 異議なし
- 委員会における意見に対する裁判所の検討結果については，遅くとも次
回の委員会までには報告する。
- 異議なし
- 議事概要，配付資料及び委員会への結果報告等の活用については，その
後の裁判所の運営に活かしていくためにも，裁判官及び職員に周知する。
- 異議なし

シ 庶務事務及びその担当者について

- 庶務事務の内容としては，委員会の資料作成，日程の調整・連絡，議事
概要の作成等を想定している。また，庶務事務の窓口は，金沢家庭裁判所
事務局総務課長とする。
- 異議なし

ス 次回の意見交換のテーマ

- 調停委員の男女の比率やその在り方などをとりあげてほしい。
- 石川県は，都市部と比較して，女性もやや保守的であり，女性の調停委
員が調停にかかわっているとしても，女性の側の援助になっているか懸
念されるところもあるので，調停委員研修をテーマとしていただければ
ありがたい。
- 「調停制度の現状について」とする。
- 異議なし

セ 次回の開催期日

- 2月に開催するものとし，後日日程を調整する。